

児童福祉法第 28 条適用の現状と課題について

- 児童相談所の現状と課題 -

十文字学園女子大学 栗原直樹 (2897)

高橋重宏 (日本社会事業大学・0430)、有村大士 (日本子ども家庭総合研究所・5158)、才村純 (日本子ども家庭総合研究所・3582)、中谷茂一 (聖学院大学・2681)、渋谷昌史 (関東学院大学・2908)

伊藤嘉余子 (埼玉大学・3930)、村田一昭 (愛知県立大学・1689)、永野咲 (日本子ども家庭総合研究所・7173)

キーワード： 児童福祉法第 28 条 児童相談所明朝・児童心理司

1. 研究目的

児童福祉法第 28 条を中心とした児童相談所相談業務の実施状況、および児童相談所の実践現場における意見を集約・把握し、今後の検討課題の抽出を行うことを目的とした。

2. 研究の視点および方法

上記の目的のため、全国の児童相談所を対象として、平成 22 年 3 月現在の状況について、質問紙による児童福祉法第 28 条(以下、「28 条」に)の実施の現状と課題を把握した。

3. 倫理的配慮

一般社団法人日本社会福祉学会「研究倫理指針」に基づいた配慮のもと調査、集計を行った。

4. 研究結果

1) 調査方法

全国の全児童相談所(計 201 カ所)へ質問紙調査を行い、28 条申立の概況およびその申立手順や申立条件について質問した。また、28 条申立に際する児童心理司の関与やその他課題と感ずる点などの回答を得た。回収票は 146 票、回収率は 72.6%であった。

2) 結果

28 条申立件数の概況

今回の調査で得られた過去 2 年度間の 28 条申立事例は、新規 242 件(平均 1.65 件)、更新 112 件(平均 0.76 件)であった。児童相談所のうち新規申立を抱えるのは 55.5%、更新事例を抱えるのは 38.4%であった。これらのうち 9 割以上が承認されていることが明らかとなった(新規 96.3%、更新 96.4%)。

新規申立では、高等裁判所への抗告が 35 件、最高裁判所への抗告が 12 件行われている。よって、児童相談所のうち約 4 割が高等裁判所への抗告を抱え、約 3 割が最高裁判所への

抗告を抱えているといえる。更新申立においては、抗告件数は少なく、新規・更新を合わせて、高等裁判所への抗告3件、最高裁判所への抗告1件のみであった。

28条申請手順および申請条件

28条申立に係る手順を規定している児童相談所は、「自治体において規定」が24カ所(16.9%)、「児童相談所単位で規定」が18カ所(12.7%)であり、いずれかの方法で規定のある児童相談所は3割強にしか満たず、6割弱の児童相談所が手順規定のないまま28条申請を行っていることが明らかとなった。

同意・不同意の判断

また、児童相談所の方針に対する保護者の同意・不同意の判断について7つ場面を想定し、それぞれについて児童相談所がどのような判断をするかについて尋ねた。「1:同意とみなす」から「5:不同意とみなす」までの5段階を設定し、あてはまるものを選択する方法を採った。それぞれの平均値の順は以下となった。上位から同意とみなす傾向の強い順になっている。

結果からは、具体的なサービスの内容について、親の同意が取れない場合に不同意とみなしている児童相談所が多いことが分かった。一方で、入所理由の不一致を根拠に不同意とみなす傾向は弱いことが分かった。

児童心理司の関与

28条事例に対する児童心理司の関与は、新規申立188件、更新79件である。それぞれ事例全体の7割以上(新規約77%、更新約70%)に児童心理司が関与していた。

現状の課題

その他の同意の扱い方・指導勧告の効果・苦労している点などの自由回答に寄せられた意見から、現状の課題を以下5点に整理した。

a) 対応困難な保護者と影響

「不同意」の判断からはじまり、28条承認の後の家庭復帰にいたるまで、対応困難な親とその影響に苦慮していることが分かった

b) あいまいな同意に対する対応

あいまいな同意に関する判断について3つの異なる方針が記述されている。児童相談所によって、28条申立に対する基準が異なっていることが明らかとなった。

c) 申立による保護者の変化

好転したものよりも、指導勧告の効果のなさを指摘する意見や申立により関係が悪化したり、対立が解消されないという意見が多かった。

d) 外部機関との関係

e) その他

(日本子ども家庭総合研究所平成21、22年度チーム研究)